

# 第7期(平成30～32年度) 介護保険事業計画について③

平成12年度より始まった介護保険制度は、介護保険法における以下の「目的」、「国民の努力及び義務」等によって成り立っています。

(目的)

**第一条** この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帶の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関する必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。

(国民の努力及び義務)

**第四条** 国民は、自ら要介護状態となることを予防するため、加齢に伴って生ずる心身の変化を自覚して常に健康の保持増進に努めるとともに、要介護状態となった場合においても、進んでリハビリテーションその他の適切な保健医療サービス及び福祉サービスを利用することにより、その有する能力の維持向上に努めるものとする。

介護の予防を進めるべく、「地域包括支援センター」を中心にさまざまな事業に取り組んでいます。また、平成30年度から新たなサービス等の以下の事業を実施していくこととなります。

○地域密着型サービス

- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護

○介護予防・日常生活支援総合事業

- ・通所型サービスA　・安否確認サービス　・安否確認付き配食サービス

○地域支援事業

- ・認知症施策の推進　・在宅医療・介護連携の推進　・生活支援サービスの体制整備

詳しい内容については、町民の皆さんへパンフレットや広報、講習会等で随時周知していきます。

※パンフレットについては、4月広報と一緒に全戸配布しています。

## 【介護保険事業へのご理解とご協力をよろしくお願ひいたします】

### 自宅介護をサポート 家族介護継続支援事業

◆家族介護用品の支給

要介護4～5の方を介護されている家族に対して、紙おむつ、尿とりパッド、使い捨て手袋等消耗品の購入費用（上限あり）を助成するものです。担当ケアマネージャー（介護サービス計画作成者）が管理することになりますので、申請の際は、役場担当又はご利用の支援事業所までご相談ください。

【お問い合わせ先】藤里町町民課 町民福祉係 ☎ 79-2113